

「180 日超入院に係る保険外併用療養費」について

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えて入院されている患者様は、一部負担金以外に入院医療費（入院基本点数）の一部を自己負担していただくことになります。

180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%選定療養費として患者様負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 4） 1 日につき 2,190 円（税込）

■ 180 日を超える場合と対象外になる場合について

- ・前回と今回が全く別の病気による入院
- ・介護施設（特養・老健など）に退院・入所していた
- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・急性増悪・集中治療が必要な方
- ・高度な生命維持・重症管理が必要な方
- ・高度障害・意識障害
- ・末期がん

他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

■ 退院証明書の提出について

別の医療機関に退院にて、「退院証明書」が発行されていた場合はご提出をお願いします。

■ 正確な入院履歴の申告と損失費用の請求について

この制度では、患者様は入院時にご自分の入院履歴を正確に病院（診療所）に申告することが義務づけられており、入院履歴等について虚偽の申告を行った場合には、それにより発生する損失（保険外併用療養費用）について、後日費用の徴収が行われる可能性がありますので、十分にご留意下さい。

